

令和 9 年度 島根県教育センター長期研修員募集要項

島根県教育センター長期研修実施要項 3 の規定に基づき、令和 9 年度島根県教育センター長期研修員を、次の各項により募集する。

1 趣旨

島根県公立学校教育職員が、本県の教育課題を解決するためのテーマについて研修することにより、学校教育の振興と教育職員の専門的資質の向上を図る。

2 募集対象

- (1) 研修しようとするテーマが明確であり、島根県が抱える今日的な教育課題の解決に向け意欲をもって取り組む者
- (2) 研修修了後、学校や児童生徒・教職員に研修成果の還元が期待でき、かつ、学校または地域で当該研修内容にかかる研修や指導の中核となっていく意欲のある者
- (3) 原則として、初任者研修（フォローアップ 2 年目、3 年目を含む）を修了し、2 校以上の勤務経験を有する者
- (4) これまで 1 年程度の長期研修（兵庫教育大学や島根大学への派遣など）を経験していない者

3 校種・研修項目及び研修場所・募集人数

校 種 ・ 研 修 項 目		研修場所・募集人数	
		島根県教育センター	浜田教育センター
(1) 市町村立の小・中学校及び義務教育学校の教諭・養護教諭		1 名程度	1 名程度
募 集 内 訳	① 教育相談及び生徒指導に関する研修	1 名程度	1 名程度
	② 特別支援教育に関する研修 ・特別支援教育に係る教育相談に関すること ・障がいの特性に応じた指導に関すること		
	③ 次の各分野に関する研修（例） ・教科（等）教育、授業づくりに関すること ・保幼小中高の連携 ・教育の情報化		
(2) 県立学校、松江市立皆美が丘女子高等学校の教諭・養護教諭		1 名程度	1 名程度
募 集 内 訳	① 教育相談及び生徒指導に関する研修	1 名程度	1 名程度
	② 特別支援教育に関する研修 ・特別支援教育に係る教育相談に関すること ・障がいの特性に応じた指導に関すること		
	③ 次の各分野に関する研修（例） ・教科（等）教育、授業づくりに関すること ・中高の連携 ・教育の情報化	(1 名程度) ※ 1	

※ 1 県立学校、松江市立皆美が丘女子高等学校の教諭・養護教諭全体に含む

4 研修場所

島根県教育センターまたは島根県教育センター浜田教育センター（以下「浜田教育センター」という。）
（原則）

松江・出雲・隠岐教育事務所管内の小・中学校及び義務教育学校の教育職員は、島根県教育センターを、
浜田・益田教育事務所管内の小・中学校の教育職員は、浜田教育センターを研修場所とする。

県立学校、松江市立皆美が丘女子高等学校の教育職員で、表中の(2)①②を希望する者については、島根県教育センターまたは浜田教育センターでの研修、表中の(2)③を希望する者については、島根県教育センターでの研修とする。

5 研修期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

6 研修成果の発表

長期研修員は、研修成果を校内及び域内で還元するとともに、令和9年度以降の、島根県教育センター教育研究発表会や県内外教育研究発表会等において発表する。

7 研修者の募集及び研修願等の提出期限

(1) 市町村立の小・中学校及び義務教育学校の教諭・養護教諭の場合

①研修を希望する者は、7(3)で定める様式1、2及び3を所属長に提出する。所属長は、様式4-1を添付し、市町村教育委員会教育長あてに提出する。(期限：令和8年10月30日(金))

②市町村教育委員会教育長は、学校から提出された書類に様式4-2を添付し、教育事務所長あてに提出する。(期限：令和8年11月6日(金))

③教育事務所長は、各市町村教育委員会から提出された書類に様式4-3を添付し、島根県教育センター所長あてに提出する。(期限：令和8年11月13日(金))

(2) 県立学校、松江市立皆美が丘女子高等学校の教諭・養護教諭の場合

研修を希望する者は、7(3)で定める様式1、2及び3を所属長に提出し、所属長は様式4-1を添付し、島根県教育センター所長あてに提出する。(期限：令和8年11月13日(金))

(3) 研修願等の提出書類は以下のとおりとする。

- ・様式1（研修願）
- ・様式2（履歴書）
- ・様式3（研修希望調書）
- ・様式4-1（長期研修員内申書・・所属長）
- ・様式4-2（長期研修員推薦書・・市町村教育委員会）
- ・様式4-3（長期研修員内申書・・教育事務所）

なお、上記の各様式は島根県教育センターHP「長期研修員募集のご案内」からダウンロードする。

8 研修願等の提出先

提出先は研修場所にかかわらず次のとおりとする。

〒690-0873 松江市内中原町 255-1

島根県教育センター所長 あて

（ただし市町村立小・中学校及び義務教育学校は、市町村教育委員会及び教育事務所を経由すること。）

9 研修者の選考および決定

(1) 面接

研修願等の提出後、研修申請者全員に対して面接（12月中・下旬予定）を実施し、選考の参考とする。

面接日及び面接会場は、所属長を経由して研修申請者に通知する。

(2) 選考結果

選考後、結果について市町村教育委員会及び教育事務所、所属長に通知する。